

市民講師として

講座を行うとき

- ・受講者の作品も「著作物」
- ・権利は受講者に有り

おわりに

「著作物」
思いを込めて
創った人がある

おわりに

著作者をリスペクト
より良く使う

はじめに

作った時には使う人のことを
使う時には作った人のことを



おわりに

著作物を
正しく利用して
ステキな講座を

コムスタこうべ R7 市民講師 全体研修会(4/13)

著作権について

神戸市教育委員会事務局 学びの推進課

中井 貴章

【重要事項】
本研修で提供している資料、及び内容は、2025年3月末日時点における著作権法その他の
法律に基づいて作成しております。その後の法改正等により資料に含まれる情報が法律の内容
に適合しないものとなる場合がございます。必ずしも情報の正確性・完全性・最新性等を保証す
るものではありませんので、予めご了承ください。